



ご結婚おめでとうございます

和泉市で親元近居する

新婚さんを支援します！

詳しくはこちら



これってどんな制度なの？

和泉市内で親元の近くにお住まいになる新婚世帯に対して、

和泉市から最大で **30万円** を補助します。

※夫婦ともに29歳以下の場合は最大60万円補助



新婚世帯の対象は？

令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻届を受理されており、
婚姻日時点で夫婦の年齢がいずれも39歳以下が対象です。



どの費用を補助してくれるの？

新規に婚姻した世帯の新生活に係る

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払った費用です。

- ・和泉市内の住宅取得費用（建物の購入費に相当する費用に限る）
- ・和泉市内の賃貸住宅転居費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・リフォーム費用（一部対象外費用あり）



いつ申し込んだらいいの？

令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

※40世帯程度に達した時点で終了（先着順）



申請に必要な書類、対象となる詳しい要件等は裏面をご覧ください。



対象となる方

どのタイプに当てはまるか、チャートをお使いください。

**※申請時に夫婦のどちらかの親世帯が、
和泉市に住民登録を行っていることが前提となります**

(1) 婚姻日時点における夫婦の年齢が共に29歳以下の場合

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻をした世帯である



令和8年3月31日までの間に新たに住宅を取得又は賃借し、対象住居に住民登録している



夫婦の年間所得合計が500万円未満である



最大60万円補助対象世帯



(2) 上記(1)以外の場合

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻をした世帯である



令和8年3月31日までの間に新たに住宅を取得又は賃借し、対象住居に住民登録している



夫婦の年間所得合計が500万円未満である



最大30万円補助対象世帯



- ①申請時点で、夫婦のいずれも納期限が到来している和泉市市税の未納がないこと。
- ②過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

※その他諸条件あり

【お問合せ先】

和泉市 広報・協働推進室いずみアピール担当
TEL : 0725-99-8101